



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第9号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

告示

○佐賀県土地利用基本計画の一部変更	(二八〇・地域・情報課)	一
○道路の区域の変更	(二八一・道路課)	三
○道路の供用開始	(二八二・)	三
○道路の区域の変更	(二八三・)	三
○道路の供用開始	(二八四・)	四
○道路の区域の変更	(二八五・)	四
○道路の供用開始	(二八六・)	四
○道路の区域の変更	(二八七・)	五
○道路の供用開始	(二八八・)	五
○道路の区域の変更	(二八九・)	五
○道路の供用開始	(二九〇・)	六

○ 告示

●佐賀県告示第二百八十号

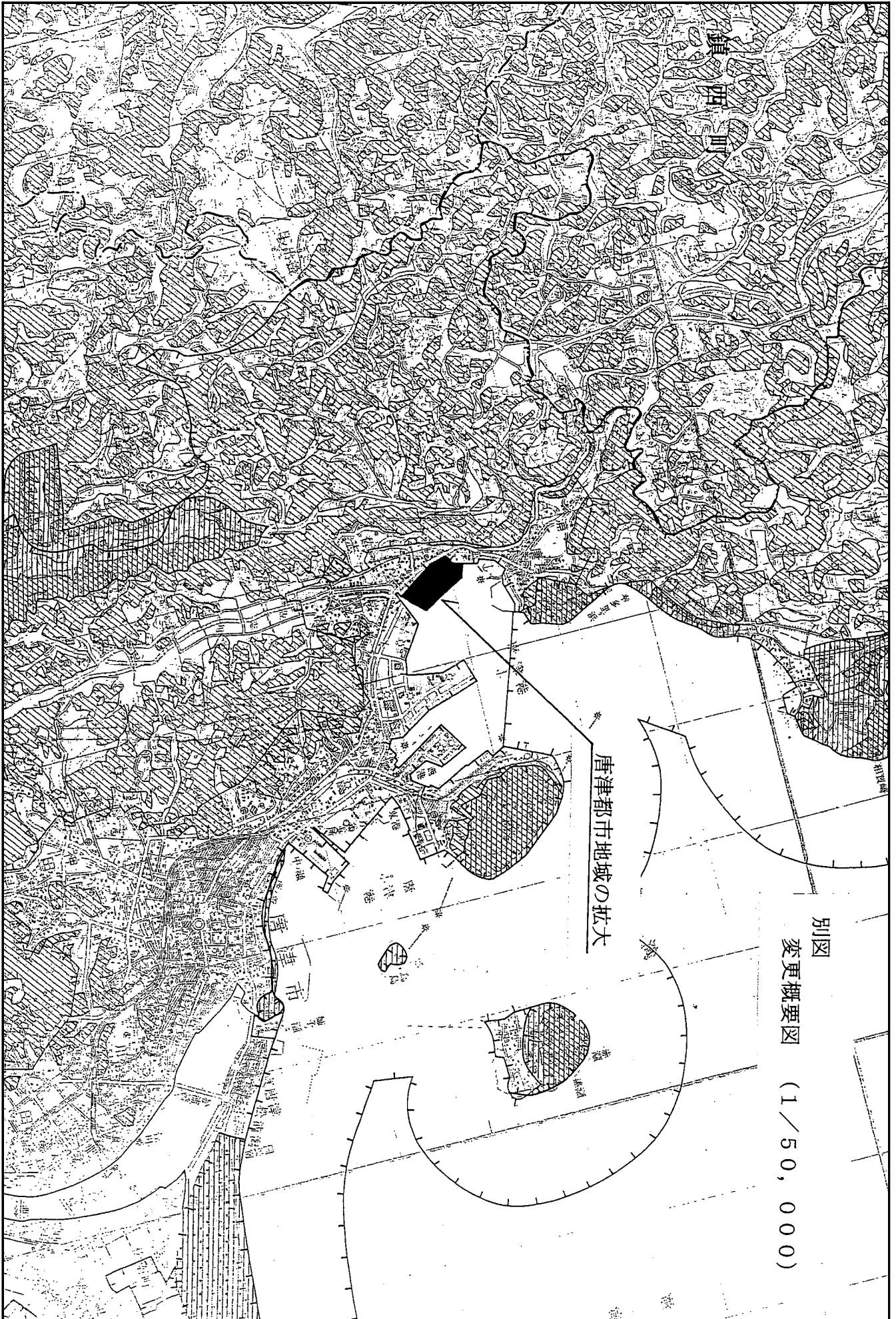
佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県土地利用基本計画の唐津市に係る都市地域の一部を別図（変更概要

図）のとおり変更する。



別図
変更概要図 (1/50,000)

県道 唐津呼子線	道路の種類 及び路線名	道路の種別		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
		道	区			
		路	間			
		の	域			
唐津市佐志徳蔵谷三七七番二地先から 唐津市佐志浜町四三一三番二地先まで 唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から 唐津市唐房一丁目四四二番一四地先まで	唐津市佐志徳蔵谷三七七番二地先から 唐津市佐志浜町四三一三番二地先まで 唐津市佐志浜町四三〇一番八地先から 唐津市唐房一丁目四四二番一四地先まで	前 一六・五 七・六	後 四九・六 二二・六 三五・〇 七・〇	前 一三・二 一三・六 四三・六	後 一三・六 一九〇・五	八八・〇 三二七・四 三三四・三 一、〇九五・二

●佐賀県告示第二百八十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

県道 唐津呼子線	路線名 一般国道 二〇四号	供用開始の区間	供用開始の期日	●佐賀県告示第二百八十二号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。 その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年三月三十一日 佐賀県知事 古川 康			
				唐津市佐志中を通三一九三番地先から 唐津市佐志浜町四〇六五番二四地先まで	唐津市佐志中を通三一九三番地先から 唐津市佐志浜町四〇六五番二四地先まで	前 一六・〇 六・六	後 三八・八 六・三 四一六・六
				唐津市佐志浜町四四四二番二地先から 唐津市佐志浜町四四四二番二地先まで	唐津市佐志浜町四四四二番二地先から 唐津市佐志浜町四四四二番二地先まで	前 一三・二 一三・六	後 四三・六
				唐津市佐志浜町四三二番二地先から 唐津市佐志浜町四三二番二地先まで	唐津市佐志浜町四三二番二地先から 唐津市佐志浜町四三二番二地先まで	前 一三・二 一三・六	後 四三・六

●佐賀県告示第二百八十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三

十日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
一般国道 四九八号	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一五番一地从先から	伊万里市大坪町字浪瀬丙三五番八地先まで	後	一三・〇 九・一	五、三五四・三
	伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一九番一地从先から	伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで	後	三二・二 七・八	五、二九九・六
	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一五番一地从先から	伊万里市大坪町字浪瀬丙三五番八地先まで	前	九四・七 七・八	六、二二三・八

●佐賀県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

一般国道 四九八号	伊万里市松浦町桃ノ川字長谷一〇一五番一地从先から 伊万里市大坪町字浪瀬丙三五番八地先まで 伊万里市松浦町桃ノ川字吉野一五一九番一地从先から 伊万里市大坪町字浪瀬丙一二番二地先まで	平成一六・三・三一
--------------	--	-----------

●佐賀県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
一般国道 四四四号	杵島郡福富町大字福富字南甘治一四〇六番一地从先から	杵島郡福富町大字福富字北甘治三四四四番地先まで	後	一八・〇 一〇・六	五三七・二
	杵島郡福富町大字福富字南甘治一四〇六番一地从先から	杵島郡福富町大字福富字北甘治三四四四番地先まで	前	一七・三 一〇・五	五三八・三

●佐賀県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

道路の種類及び路線名	道の区間	変更前の別	幅員のメートル	延長のメートル
		後	七・三	一、二三五・五
武雄福富線	杵島郡福富町大字福富字一本松八七九番一四地先から杵島郡福富町大字福富字甘治搦一四二二三番一八地先まで	前	一五・二七・三	一、二三八・二
		後	七・三	一、二三五・五

●佐賀県告示第二百八十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

とおり道路の供用を開始する。
 その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四四四号	杵島郡福富町大字福富字南甘治一四〇六番一 地先から 杵島郡福富町大字福富字北甘治三四四番地 先まで	平成一六・三・三一

道路の種類及び路線名	道の区間	変更前の別	幅員のメートル	延長のメートル
		後	七・三	一、二三五・五
武雄福富線	杵島郡福富町大字福富字一本松八七九番一四地先から杵島郡福富町大字福富字甘治搦一四二三番一八地先まで	前	一五・二七・三	一、二三八・二
		後	七・三	一、二三五・五

●佐賀県告示第二百八十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第二百八十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四四四号	杵島郡福富町大字福富字一本松八七九番一 地先から 杵島郡福富町大字福富字甘治搦一四二三番一 八地先まで	平成一六・三・三一

購読料 一か年六、八〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

道路の種類 及び路線名	道の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 武雄福富線 武雄市橘町大字芦原字札ノ元四九四 五番一地先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七 八九番二地先まで 武雄市橘町大字芦原字札ノ元四九四 五番一地先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七 八九番二地先まで	前 三五・一 七・二	後 三四・八 七・九			四、一九九・六 四、二〇〇・二
路線名 武雄福富線	供用開始の区間 武雄市橘町大字芦原字札ノ元四九四五番一地 先から 杵島郡北方町大字大渡字二本谷二七八九番二 地先まで		供用開始の期日 平成一六・三・三一		
<p>●佐賀県告示第二百九十号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年三月三十一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年三月三十一日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					